

福津市特定空家等審査会規則(平成29年福津市規則第12号)新旧対照表

新	旧
<u>福津市空家等対策審議会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、福津市空家等の適正管理に関する条例(平成29年福津市条例第5号)第9条の規定に基づき、<u>福津市空家等対策審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 <u>審議会</u>は、委員5名以内をもって組織する。 (会長及び副会長) 第4条 <u>審議会</u>に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。 2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。 3・4 (略) (会議) 第5条 <u>審議会</u>の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 <u>審議会</u>は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 <u>審議会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 <u>審議会</u>において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。 (庶務) 第7条 <u>審議会</u>の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。 (委任)	<u>福津市特定空家等審査会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、福津市空家等の適正管理に関する条例(平成29年福津市条例第5号)第9条の規定に基づき、<u>福津市特定空家等審査会</u>(以下「<u>審査会</u>」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 <u>審査会</u>は、委員5名以内をもって組織する。 (会長及び副会長) 第4条 <u>審査会</u>に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。 2 会長は、会務を総理し、<u>審査会</u>を代表する。 3・4 (略) (会議) 第5条 <u>審査会</u>の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 <u>審査会</u>は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 <u>審査会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 <u>審査会</u>において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。 (庶務) 第7条 <u>審査会</u>の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。 (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則
(招集の特例)

2 この規則の施行後、最初を開く審議会については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則
(招集の特例)

2 この規則の施行後、最初を開く審査会については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。